

○青森県開発行為許可申請手数料等徴収条例（平成12年4月1日施行）

(1) 開発行為許可申請（法第29条第1項又は第2項）手数料（円）

開発区域面積 (ha)	自己居住用	自己業務用	非自己用
0.1 未満	8,600	13,000	86,000
0.1 ～ 0.3 "	22,000	30,000	130,000
0.3 ～ 0.6 "	43,000	65,000	190,000
0.6 ～ 1.0 "	86,000	120,000	260,000
1.0 ～ 3.0 "	130,000	200,000	390,000
3.0 ～ 6.0 "	170,000	270,000	510,000
6.0 ～ 10.0 "	220,000	340,000	660,000
10.0 以上	300,000	480,000	870,000

(2) 開発行為変更許可申請（法第35条の2）手数料（円）

変更理由	手数料	
イ 設計変更	開発区域の面積に応じて上記表に規定する額の1/10	イ、ロ、ハを合算した額（ただし、その額が87万円を超えるときは、87万円とする。）
ロ 新たな土地の開発区域への編入による変更	新たに編入される面積に応じて上記表に規定する額	
ハ その他の変更	10,000	

(3) 用途地域の定められていない土地の区域内における建築物特例許可申請（法第41条第2項ただし書）手数料（円）

手数料	46,000
-----	--------

(4) 予定建築物等以外の建築等許可申請（法第42条第1項ただし書）手数料（円）

手数料	26,000
-----	--------

(5) 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請（法第43条第1項）

手数料（円）

敷地の面積 (ha)	手数料
0.1 未満	6,900
0.1 ～ 0.3 "	18,000
0.3 ～ 0.6 "	39,000
0.6 ～ 1.0 "	69,000
1.0 以上	97,000

(6) 開発許可に基づく地位の承継の承認（法第45条）手数料（円）

開発区域面積 (ha)	自己居住用	自己業務用	非自己用
1.0 未満	1,700	1,700	17,000
1.0 以上	1,700	2,700	17,000

(7) 開発登録簿の写しの交付（法第47条第5項）手数料（円）

用紙1枚につき	470
---------	-----

注）手数料の納入は、青森県収入証紙を申請書（正本）へ貼り付けること。

○青森県租税特別措置法関係手数料徴収条例（平成12年4月1日施行）

(1) 優良宅地造成認定申請手数料（円）

開発区域の面積 (ha)	手 数 料
0.1 ～ 0.3 未満	130,000
0.3 ～ 0.6 〃	190,000
0.6 ～ 1.0 〃	260,000
1.0 ～ 3.0 〃	390,000
3.0 ～ 6.0 〃	510,000
6.0 ～ 10.0 〃	660,000
10.0 以上	870,000